

熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、国から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受け県に造成した熊本県環境保全基金（以下「基金」という。）を活用し、市町村等が平成24年度から平成28年度までの間に行う再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入するための事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「市町村等」とは、市町村（指定都市を除く。）、市町村が構成団体である一部事務組合及び広域連合をいう。

2 この要項において「基金事業」とは、基金を活用した県からの補助金を受けて、市町村等が実施する事業をいう。

3 この要項において「管理基金」とは、基金事業によって生じた売電収入を管理するために市町村等が造成した基金をいう。

4 この要項において「管理基金事業」とは、管理基金を活用し、市町村等が実施する事業で次に掲げるものをいう。

- (1) 基金事業で導入した再生可能エネルギー発電設備等に対する維持管理及び更新に係る事業
- (2) 基金事業以外を活用し、導入した再生可能エネルギー発電設備等に対する維持管理及び更新に係る事業
- (3) その他、知事が管理基金事業として定めた事業

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる基金事業（以下「補助対象事業」という。）は、市町村等が所有する公共施設等であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、市町村等が再生可能エネルギー等を導入する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1により算出した額（算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、基金事業の精算時において生じた端数については、この限りでない。）とし、その内容については、別表第2のとおりとする。

2 補助対象経費には、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第

108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請は、事業の着手前に行わなければならない。ただし、平成24年9月20日以降に着手している事業であって、交付決定前の着手がやむを得ないと知事が認めるものについては、この限りでない。

(事業計画書)

第6条 規則第3条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記第2号様式によるものとする。

(決定の通知)

第7条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、別記第3号様式によるものとする。

(事業内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項に規定する変更事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 導入する再生可能エネルギー等の種類の変更

(2) 整備対象施設の変更

(3) 交付決定額の増額又は2割を超える減額

(4) 別表第2の補助対象経費の区分相互間の2割を超える配分の変更

(5) その他、基金事業の内容の重要な部分に関する変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書は、別記第5号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による交付の変更決定の通知は、補助金の額に変更を生じるときは別記第6号様式によるものとし、補助金の額に変更を生じないときは別記第7号様式によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条の別に定める期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

(基金事業の繰越)

第10条 交付の決定後やむを得ない事由のため、基金事業の実施年度内の完了の

見込みがなくなった場合は、当該年度の3月10日までに別記第8号様式に別記第9号様式を添えて知事に報告し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する報告を承認した場合は、別記第8-2号様式により市町村等に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、完了実績報告書（別記第10号様式）によるものとし、事業完了実績書（別記第11号様式）を添付するものとする。ただし、事業が翌年度にわたる場合の当該年度の実績報告書は、年度終了実績報告書（別記第12号様式）によるものとし、年度終了実績書（別記第13号様式）を添付するものとする。

2 前項の完了実績報告書及び事業完了実績書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業完了の日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日とし、事業が翌年度へわたる場合の同項の年度終了実績報告書及び年度終了実績書の提出期限は、当該年度の3月31日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、別記第14号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

第13条 規則第16条第1項の請求書は、別記第15号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、別記第16号様式によるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第21条第2項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保管期間)

第15条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年間とする。

(売電収入の管理)

第16条 基金事業により生じた売電収入については、事業実施主体である市町村等において売電収入が発生するまでに管理基金を造成し、管理するものとする。ただし、管理基金の造成にあたり、議会の議決を必要とする場合で本文の期限により難しい場合、又はその他やむを得ない事情がある場合には、別途知事が認める日までとする。

(管理基金の運営)

第17条 管理基金の運用については、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債、その他確実かつ有利な有価証券の取得
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（元本保証のあるものに限る。）

2 管理基金の運用によって生じた果実は、管理基金に繰り入れなければならない。この際、当該果実を管理基金事業に要する経費に充てることができる。

3 管理基金（管理基金の運用によって生じた果実を含む。）は、管理基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならない。

4 前項の基金の取崩しにあたっては、第2条第4項第1号に規定する事業を同条第2号及び第3号に規定する事業より優先して実施することとする。

(管理基金事業の状況報告等)

第18条 管理基金を造成した市町村等（以下「管理基金実施市町村等」という。）

は、年度末に、当該年度の管理基金の収入及び支出等について管理基金事業状況報告書（別記第17号様式）を作成し、当該年度末の翌月末までに知事に提出するものとする。また、管理基金実施市町村等は、その内容を公表するものとする。

2 管理基金実施市町村等は、管理基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を事業年度終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年5月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年1月14日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年7月18日から施行する。

別表第1

事業実施主体	事業に要する経費
市町村等	当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額の定額

別表第2

区分	費目	細目	内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p>

		<p>(間接工事費) 共通仮設費</p> <p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p>	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量費、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合に</p>

事務費	事務費	<p>においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表第3のとおりとする。事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="847 1095 1430 1496"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいう。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいう。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいう。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
			消耗品費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な各種事務用品類（備品購入費に係るものを除く。）の購入のために必要な経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な器具機械借料及び損料、会場使用料並びに物品等使用料及び損料をいう。
		備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいう。

別記第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日
番号

熊本県知事 様

住所
市町村等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
補助金交付申請書

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書（別記第2号様式） 別紙のとおり

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業計画書

市町村等名								
事業名								
事業概要								
整備 備 対 象 施 設	名称							
	所在地							
	区分							
	施設全体の延床面積							
	防災上の位置付けとその根拠	防災拠点施設			避難施設			
	対象部分の延床面積とその内訳							
	対象人数							
	施設全体の年間電力使用量							
	既存設備の発電能力	自家発電機		発電能力				
			稼働能力					
自家発電機以外			発電能力					
設置場所								
施設の耐震性の確認								
	追加荷重に対する耐震性の確保							
当該施設の活用方針等								
導入 設 備	種類							
	設備容量							
	設備容量の施設定根拠							
	既存発電設備との整合性							
事業 費	区分	設計費	工事費				事務費	事業費計
	費目	設計費	本工事費	付帯工事費	機械器具費	測量及試験費	事務費	
	補助対象事業費							
		補助金額						
	単独事業費							
全体事業費								
本工事費の内訳	導入設備の種類						合計	
	種類毎の本工事費							
	単位あたりの本工事費							
単独事業費の内容								
完了予定年月日								
事業効果	年間期待発電量	算出根拠						
	CO2排出削減量	算出根拠						
売電収入の発生予定								
備考								

別記第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日
番号

市町村等の名称及びその長の氏名 様

熊本県知事 印

平成 年度熊本縣市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度
熊本縣市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金については、熊本県補
助金等交付規則第4条の規定により下記の条件を付して、金 円
を交付することを決定したので、同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付
け第 号交付申請書のとおりとすること。
- 2 熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本縣市町
村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金交付要項に従うこと。
- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 4 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合に
おいては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第4号様式（第8条関係）

番号

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所

市町村等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
補助金変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあ
った平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金につい
て事業計画の内容を変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条の規定によ
り関係書類を添えて次のとおり申請します。

1	今回変更交付申請額	金	円
	（うち前回までの交付申請額	金	円）

添付書類

事業変更計画書（別記第5号様式）

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業変更計画書

市町村等名								
事業名								
事業概要								
整備 対象 施設	名称							
	所在地							
	区分							
	施設全体の延床面積							
	防災上の位置付けとその根拠	防災拠点施設			避難施設			
	対象部分の延床面積とその内訳							
	対象人数							
	施設全体の年間電力使用量							
	既存設備の発電能力	自家発電機		発電能力				
		自家発電機以外		稼働能力				
設置場所								
施設の耐震性の確認								
追加荷重に対する耐震性の確保								
当該施設の活用方針等								
導入設備	種類							
	設備容量							
	設備容量の根拠							
	既存発電設備との整合性							
事業 変更 前後 費	区分	設計費	工事費				事務費	事業費計
	費目	設計費	本工事費	付帯工事費	機械器具費	測量及試験費	事務費	
	変更前	補助事業費						
		補助金額						
	変更後	単独事業費						
		全体事業費						
	変更前	補助事業費						
		補助金額						
	変更後	単独事業費						
		全体事業費						
	本工事費の内訳	導入設備の種類						合計
		種類毎の本工事費						
単位あたりの本工事費								
単独事業費の内容								
着手年月日								
完了予定年月日								
効果事業	年間期待発電量		算出根拠					
	CO2排出削減量		算出根拠					
売電収入の発生予定								
変更理由								
備考								

別記第6号様式（第8条関係）

平成 年 月 日
番号

市町村等の名称及びその長の氏名 様

熊本県知事 印

平成 年度熊本縣市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度熊
本縣市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の計画変更については、
熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付して、
熊本縣市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金金 円
（前回までの交付決定額金 円）に変更することを決定したので、
同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付
け第 号変更申請書のとおりとすること。
- 2 熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本縣市町
村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金交付要項に従うこと。
- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 4 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合に
おいては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第7号様式（第8条関係）

番号
平成 年 月 日

市町村等の名称及びその長の氏名 様

熊本県知事 印

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
補助金計画変更承認書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度熊本
県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の計画変更については、熊
本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認したので、同条第3項にお
いて準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第8号様式（第10条関係）

平成 年 月 日
番号

熊本県知事 様

住所
市町村等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
繰越報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあ
った平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業が平成 年
度内に完了しない見込みであるため、熊本県再生可能エネルギー等導入推進基金
事業補助金交付要項第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

別記第8-2号様式(第10条関係)

平成 年 月 日
番号

市町村等の名称及びその長の氏名 様

熊本県知事 印

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
補助金繰越承認通知書
平成 年 月 日付け 第 号で報告のあった平成 年度熊本
県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の繰越について承認したの
で通知します。

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業繰越報告書

市町村等名								
事業名								
事業概要								
整備 備 対 象 施 設	名称							
	所在地							
	区分							
	施設全体の延床面積							
	防災上の位置付けとその根拠	防災拠点施設			避難施設			
	対象部分の延床面積とその内訳							
	対象人数							
	施設全体の年間電力使用量							
	既存設備の発電能力	自家発電機		発電能力				
		自家発電機以外		稼働能力				
設置場所								
施設の耐震性の確認								
追加荷重に対する耐震性の確保								
当該施設の活用方針等								
導入 設 備	種類							
	設備容量							
	設備容量の拠設計根拠							
	既存発電設備との整合性							
事業 費	区分	設計費	工事費				事務費	事業費計
	費目	設計費	本工事費	付帯工事費	機械器具費	測量及試験費	事務費	
	補助対象事業費							
	補助金額							
	単独事業費							
全体事業費								
本工事費の内訳	導入設備の種類						合計	
	種類毎の本工事費							
	単位あたりの本工事費							
単独事業費の内容								
着手年月日								
完了予定年月日								
効果事業	年間期待発電量		算出根拠					
	CO2排出削減量		算出根拠					
売電収入の発生予定								
繰越理由								
備考								

※事業費の欄の上段は当該年度の事業費、中段は翌年度の事業費、下段は全体事業費とする。

別記第10号様式（第11条関係）

番号

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所

市町村等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあ
った平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業が完了したの
で、熊本県補助金等交付規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業完了実績書

市町村等名								
事業名								
事業概要								
整備 備 対 象 施 設	名称							
	所在地							
	区分							
	施設全体の延床面積							
	防災上の位置付けとその根拠	防災拠点施設			避難施設			
	対象部分の延床面積とその内訳							
	対象人数							
	施設全体の年間電力使用量							
	既存設備の発電能力	自家発電機		発電能力				
		自家発電機以外		稼働能力				
設置場所								
施設の耐震性の確認								
追加荷重に対する耐震性の確保								
当該施設の活用方針等								
導入 設 備	種類							
	設備容量							
	設備容量の施設定根拠							
	既存発電設備との整合性							
事業 費	区分	設計費	工事費				事務費	事業費計
	費目	設計費	本工事費	付帯工事費	機械器具費	測量及試験費	事務費	
	補助対象事業費							
	補助金額							
	単独事業費							
全体事業費								
本工事費の内訳	導入設備の種類						合計	
	種類毎の本工事費							
	単位あたりの本工事費							
単独事業費	内容							
	算出根拠							
着手年月日								
完了年月日								
効果事業	年間期待発電量		算出根拠					
	CO2排出削減量		算出根拠					
売電収入の発生予定								
備考								

別記第12号様式（第11条関係）

番号

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所

市町村等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあ
った平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業の平成 年
度の実績について、熊本県補助金等交付規則第13条の規定により関係書類を添
えて報告します。

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業年度終了実績書

市町村等名								
事業名								
事業概要								
整備 備 対 象 施 設	名称							
	所在地							
	区分							
	施設全体の延床面積							
	防災上の位置付けとその根拠	防災拠点施設			避難施設			
	対象部分の延床面積とその内訳							
	対象人数							
	施設全体の年間電力使用量							
	既存設備の発電能力	自家発電機		発電能力				
		自家発電機以外		稼働能力				
設置場所								
施設の耐震性の確認								
追加荷重に対する耐震性の確保								
当該施設の活用方針等								
導入 設 備	種類							
	設備容量							
	設備容量の設計根拠							
	既存発電設備との整合性							
事業 費	区分	設計費	工事費				事務費	事業費計
	費目	設計費	本工事費	付帯工事費	機械器具費	測量及試験費	事務費	
	補助対象事業費							
	補助金額							
	単独事業費							
全体事業費								
本工事費の内訳	導入設備の種類						合計	
	種類毎の本工事費							
	単位あたりの本工事費							
単独事業費の内容								
着手年月日								
完了予定年月日								
効果事業	年間期待発電量		算出根拠					
	CO2排出削減量		算出根拠					
売電収入の発生予定								
繰越理由								
備考								

※事業費の欄の上段は当該年度の事業費、中段は翌年度の事業費、下段は全体事業費とする。

別記第14号様式（第12条関係）

平成 年 月 日
番号

市町村等の名称及びその長の氏名 様

熊本県知事 印

平成 年度熊本縣市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度熊本
縣市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金については、熊本県補助金
等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知しま
す。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第15号様式(第13条関係)

平成 年 月 日
番号

熊本県知事 様

住所
市町村等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
補助金支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付額確定の通知を受けた平成
年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の支払を受けたい
ので、熊本県補助金等交付規則第16条第1項の規定により下記のとおり請求し
ます。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先の金融機関、支店名、預金種別、口座番号、名義人及びフリガナ
金融機関：
支店名：
預金種別：
口座番号：
名義人：
フリガナ：

別記第16号様式（第13条関係）

番号

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所

市町村等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業
補助金支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成
年度熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金のうち、下記の金
額の支払を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第16条第1項の規定により
関係書類を添えて請求します。

記

- 1 請求金額 金 円

- 2 振込先の金融機関、支店名、預金種別、口座番号、名義人及びフリガナ
金融機関：
支店名：
預金種別：
口座番号：
名義人：
フリガナ：

- 3 概算払を必要とする理由

再生可能エネルギー等導入推進基金事業に係る売電収入管理基金事業状況報告書

--

管理基金事業状況報告書作成担当者

自治体名			
所在地			
管理基金事業 状況報告書 報告責任者	所属	役職	氏名
	電話番号	FAX	メールアドレス

管理基金状況

前年度以前の累積額（単位：円）	
該当年度収入（単位：円）	
該当年度支出（単位：円）	
来年度繰越額（単位：円）	

収入

状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
売電量（単位：kWh）															
売電額（単位：円）															
運用益（単位：円）															
														収入額合計	

支出

対象機器	GND基金 での 導入年月	GND基金 での 事業番号	維持管理 ／更新	支出額（単位：円）			備考
				合計	うち管理基金 からの支出額	うち単独事業費 からの支出額	
合計							